

消表対第259号
平成30年3月23日

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
代表取締役 熊谷 鋭 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引を適用した役務（以下「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ（以下「エネルギー・コミュニケーションズ」という。）は、課徴金として金530万円を平成30年10月24日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、エネルギー・コミュニケーションズは、自己の供給するメガ・エッグ光ネットホームの取引に関し、その取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる各表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る役務は、メガ・エッグ光ネットホーム（平成28年4月1日から同年5月20日までの間又は同月21日から同年9月30日までの間に新規に申込みが行われたことにより、「今カラ割」と称する割引が適用されるもの又は「今カラ割」と称する割引及び「今カラ割プラス」と称する割引の両方が適用されるもの。以下「本件役務」という。）である。

イ(ア) a エネルギー・コミュニケーションズが、前記1の課徴金対象行為のうち、別紙

中の別表「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為に係る課徴金対象行為をした期間は、平成28年4月1日から同年5月20日までの間である。

b 本件役務について、エネルギー・コミュニケーションズが前記aの課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成28年11月20日までの間に最後に取引をした日は、同年11月20日である。

c 前記a及びbによれば、前記aの課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成28年4月1日から同年11月20日までの間である。

(イ) a エネルギー・コミュニケーションズが、前記1の課徴金対象行為のうち、別紙中の別表「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為に係る課徴金対象行為をした期間は、平成28年5月21日から同年7月15日までの間である。

b 本件役務について、エネルギー・コミュニケーションズが前記aの課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する平成29年1月15日までの間に最後に取引をした日は、同年1月15日である。

c 前記a及びbによれば、前記aの課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成28年5月21日から平成29年1月15日までの間である。

ウ 前記イ(ア) c 及び(イ) c の課徴金対象期間に取引をした本件役務に係るエネルギー・コミュニケーションズの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ エネルギー・コミュニケーションズは、メガ・エッグ光ネットホームについて、平成27年2月1日から平成28年7月15日までの間、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記1の課徴金対象行為等をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、エネルギー・コミュニケーションズが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件役務の各売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された別表「課徴金額」欄記載の額を合計した530万円である。

よって、エネルギー・コミュニケーションズに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の

翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	課徴金対象行為	売上額	課徴金額
1	別紙中の別表「番号」欄に「1」と記載の表示をする行為	61,638,439 円	1,840,000 円
2	別紙中の別表「番号」欄に「2」と記載の表示をする行為	115,551,787 円	3,460,000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ（以下「エネルギア・コミュニケーションズ」という。）は、広島市中区大手町二丁目11番10号に本店を置き、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業等を営む事業者である。
- 2 エネルギア・コミュニケーションズは、自ら又は販売代理店を通じて、「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引を適用した役務（以下「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）を一般消費者に提供しているところ、自社ウェブサイトにおける当該役務に係る表示内容を自ら決定している。
- 3(1) エネルギア・コミュニケーションズは、メガ・エッグ光ネットホームを一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、別表「表示期間」欄記載の期間ごとに、同表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、それぞれ、同欄記載の期間内において新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に限り、2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのように表示していた。
- (2) 実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に、2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。

番号	表示期間	表示内容
1	平成28年4月1日から同年5月20日までの間	・「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス」、「期間 平成28年2月1日(月)～平成28年5月20日(金)」、「MEGA EGG 光ネット (最大1ギガbps) ギガ王, (最大100メガbps) メガ王」、「[ホーム] 戸建にお住まいの方」 ・「今カラ割と今カラ割プラスで月額料金を最大2年間800円割引! 3年間で最大22,800円もおトク!」、「今カラ割 光ネット [ホーム] の場合 新規にギガ王3年契約に加入された方は2年間500円/月の割引で2年間おトクになる!」、「今カラ割プラス 光ネット [ホーム] の場合 1回目の更新をご加入時にご予約いただくことで、(※1) 最初の3年間で更に300円/月割引になるのもっとおトク!」、「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス 今がチャンス キャンペーン期間: 2016年2月1日(月)～5月20日(金) 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約 (ファミリーコース) の場合」等
2	平成28年5月21日から同年7月15日までの間	・「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス」、「期間 平成28年5月21日(土)～9月30日(金)」、「MEGA EGG 光ネット (最大1ギガbps) ギガ王, (最大100メガbps) メガ王」、「[ホーム] 戸建にお住まいの方」 ・「今カラ割と今カラ割プラスで月額料金を最大2年間800円割引! 3年間で最大22,800円もおトク!」、「今カラ割 光ネット [ホーム] の場合 新規にギガ王3年契約に加入された方は2年間500円/月の割引で2年間おトクになる!」、「今カラ割プラス 光ネット [ホーム] の場合 1回目の更新をご加入時にご予約いただくことで、(※1) 最初の3年間で更に300円/月割引になるのもっとおトク!」、「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス 今がチャンス キャンペーン期間: 2016年5月21日(土)～9月30日(金) 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約 (ファミリーコース) の場合」等 (別添写し1及び別添写し2)

MEGA EGG 暮らしがもっと便利で楽しくなる。

サイト内検索

メガ・エッグ会員はこちら

メガ・エッグを
知りたい 戸建にお住まいの方 集合住宅にお住まいの方 外出先で楽しみたい方よくある質問
お問い合わせ期間限定 **今カラ割 + 今カラ割プラス**月々 **最大 800円割引** (税抜き★)ギガ王 3年契約
(ファミリーコース) の場合 **2年間毎月 4,500円** (税抜き★)

期間 平成28年5月21日(土)~9月30日(金)

最短**5分**!
かんたん
お申し込み!サービス提供エリア
確認・お申し込み

電話・メールでのお問い合わせ

0120-505-898
※電話番号のお掛け間違いの
ないようお願いします受付時間 9:00~21:00
年中無休 通話無料
※携帯電話・PHSからもかけられます。

メールでのお問い合わせ

MEGA EGG光ネット (最大1ギガbps) (最大100メガbps)

光ネット【ホーム】ギガ王 3年契約 (ファミリーコース) の場合

プロバイダ料
セキュリティ込み

2年間 毎月 **4,500円** (税抜き★)



【ホーム】
戸建に
お住まいの方



【マンション】
集合住宅に
お住まいの方

MEGA EGGモバイル
(SIMサービス・4Gサービス)

外出先でも高速インターネット

あなたのスマホが格安で使える!

\ 通信容量UP! /

月額 **1,480円** (税抜き★)~

> 詳細

> 資料のご請求はこちら

メガ・エッグ会員はこちら
各種設定・手続き 登録内容変更・引越手続き
など

よくある質問・お問い合わせ

メガ・エッグ for BB東広島

> メガ・エッグforBB東広島
のご案内はこちら

事業概要・対象地域

契約約款

> その他のオプションサービスへ

チャンス
2

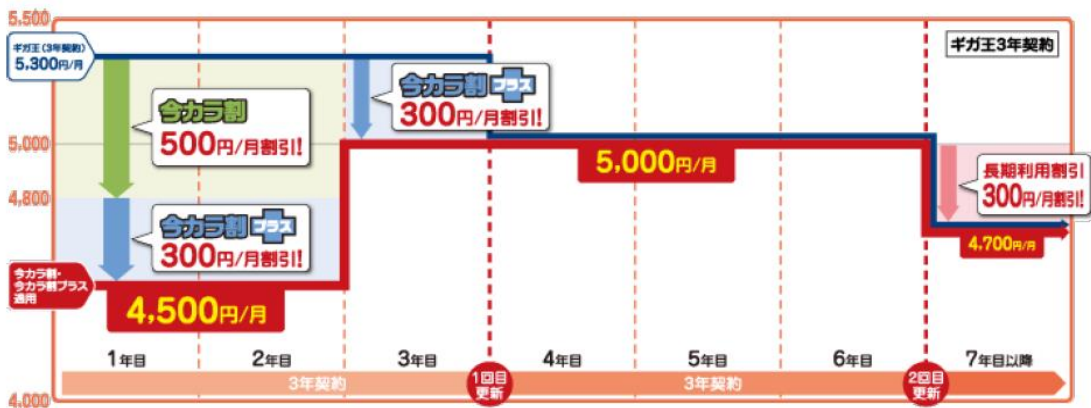
キャンペーン期間（平成28年5月21日～9月30日）中に、メガ・エッグ 光ネット[ホーム]に新規にご加入されると、次のとおり割引されます。

< その1 >

今カラ割と今カラ割プラスで月額料金を最大2年間**800円**割引！
3年間で最大22,800円もおトク！

たとえば、メガ・エッグ 光ネット[ホーム] ギガ王 ファミリーコース（3年契約）にご加入いただくと、下図のとおり最初の2年間は「今カラ割」で毎月通常料金より500円割引。

また、「今カラ割プラス」で最初の3年間は毎月300円割引。



今カラ割

光ネット[ホーム]の場合

新規にギガ王3年契約に加入された方は2年間**500円／月**の割引で2年間おトクになる！

今カラ割プラス

光ネット[ホーム]の場合

1回目の更新をご加入時にご予約いただくことで、(※1)最初の3年間は更に**300円／月**割引になるので、もっとおトク！

※1 1回目の更新期間中(契約満了日の翌日[更新日]から60日間)は解約金無しで解約可能です。

※上記は3年間を契約年数としてご利用いただいた場合の金額です。ご契約期間単位で自動更新となります。

※ご契約期間中(契約更新後を含む)に解約やプラン変更、コース変更、移転した場合、更新期間中を除き原則解約金がかかります。
詳細については、「[複数年契約割引のご契約について](#)」をご覧ください。